

電子提供措置の開始日 2025年12月2日

株 主 各 位

第 4 回 定 時 株 主 総 会
その他の電子提供措置事項
(交 付 書 面 省 略 事 項)

会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制について
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表



会計監査人の状況

- ① 名称 RSM清和監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	91百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	143百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ④ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ⑤ 子会社の監査に関する事項
該当事項はありません。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ⑦ 責任限定契約の内容
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制について

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、「行動憲章」「倫理方針」「内部統制方針」を、取締役及び使用人の企業倫理意識の向上並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図る。
 - ロ. 当社における法令・規程の遵守の観点から、内部監査部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、これに関する資料とともに法令及び「文書管理規程」等に従い担当部門において管理保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するために、「リスク管理規程」を定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、全て取締役会に付議し決定する。
 - ロ. 取締役会は定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性を監督する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役から職務の執行に係る事項について当社が報告を受けるための体制
「関係会社管理規程」に基づき、子会社は経営計画及び予算の執行状況又は結果について、当社取締役会に対して報告する。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社のみならず子会社におけるリスクの把握と予防に努める。
 - ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の子会社は、規模・業態等に応じて、経営組織を整備する。
当社の子会社には、その取締役の職務の効率性を確保するために取締役を派遣する。
 - ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた

めの体制

子会社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、当社が定める「行動憲章」「倫理方針」「内部統制方針」を、子会社の取締役及び使用人の企業倫理意識の向上並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図る。

子会社における法令・規程の遵守の観点から、当社の内部監査部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。

ホ. その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

子会社を含む関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団の業務の適正を確保する。

子会社については、取締役を派遣し、事業活動全般の適正を確保する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性、及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会がその職務の執行の補助者を必要とするときは、監査等委員会付を置く。監査等委員会付は、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

ロ. 監査等委員会付の人事評価、人事異動については監査等委員会と人事担当取締役が協議して行う。

- ⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 常勤の監査等委員が選定された場合、当該常勤監査等委員は、グループ連携推進会議及びその他重要な会議に出席する。

ロ. 内部監査部門は、通報制度の運用状況、内部監査の計画、実施結果について監査等委員会に報告する。

ハ. 監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められたとき、取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

ニ. 子会社の役員及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた当社の役員及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項につき報告を行う。

ホ. 当社は、監査等委員会への報告を行った当社及びその子会社の役員及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及びその子会社において周知徹底する。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支出するために、毎年、一定

額の予算を設ける。

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に費用の前払い又は償還等を求めたときは、その職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその費用を処理する。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役と監査等委員会の定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
 - ロ. 監査機能の有効性、効率性を高めるために、監査等委員会、内部監査部門、会計監査人が定期的かつ必要に応じて相互に連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制について

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、内部統制委員会を開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行っております。また、内部監査部門において、当社並びにグループ会社の業務全般にわたる内部監査を実施しております。さらに、社内相談・通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ② 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を21回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、グループ連携推進会議を12回開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行っております。
- ③ リスク管理について

当社では、「リスク管理規程」を設け、適宜リスク内容及び対処方法の見直しを行っております。
- ④ グループガバナンス体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において6回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長からの事業戦略の進捗及び予算の進捗の報告を行っています。
- ⑤ 監査等委員の監査体制

当社の監査等委員会は、社外監査等委員を含む監査等委員4名で構成されています。監査等委員会は当事業年度に12回開催し、各監査等委員は、取締役会のほか、グループ連

携推進会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、「株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」という。）を導入していましたが、2024年12月24日開催の第3回定時株主総会において本プランを継続しないことを決議しております。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対して、株主の皆様がその当否を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な施策を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,107	5,307	11,827	△466	19,776
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△555		△555
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,564		1,564
自己株式の取得				△654	△654
自己株式の処分		△8		151	143
連結範囲の変動			79		79
連結子会社株式の取得 による持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△7	1,088	△502	578
当 期 末 残 高	3,107	5,300	12,915	△969	20,354

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	為替換 算定 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	316	45	△37	324	52	20,152
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				－		△555
親会社株主に帰属 する当期純利益				－		1,564
自己株式の取得				－		△654
自己株式の処分				－		143
連結範囲の変動				－		79
連結子会社株式の取得 による持分の増減				－		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	198	△2	△8	186	△5	181
当 期 変 動 額 合 計	198	△2	△8	186	△5	759
当 期 末 残 高	514	42	△46	511	47	20,912

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 14社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社長大
基礎地盤コンサルタンツ株式会社
株式会社長大テック
順風路株式会社
株式会社エフェクト
株式会社南部町バイオマスエナジー
株式会社長大キャピタル・マネジメント
株式会社ピーシーレールウェイコンサルタント
株式会社ニックス
株式会社岩手建設コンサルタント
C.N.バリューマネジメント株式会社
株式会社二色の浜PX
KISO-JIBAN SINGAPORE PTE LTD
KISO-JIBAN (MALAYSIA) SDN.BHD.

株式会社二色の浜PXは重要性が増したため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 8社
- ・ 非連結子会社の名称 CHODAI & KISO-JIBAN VIETNAM CO., LTD.
PT.WIRATMAN CHODAI INDONESIA
CHODAI PHILIPPINES CORPORATION
台湾長大顧問有限公司
CHODAI MADAGASCAR S.A.R.L.U
PC RAILWAY INTERNATIONAL CO., LTD.
グリーンアジアエンジニアリング株式会社
GREEN ASIA EQUITY VENTURES PTE.LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲には含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社及び関連会社の名称

(非連結子会社)

CHODAI & KISO-JIBAN VIETNAM CO., LTD.

PT.WIRATMAN CHODAI INDONESIA

CHODAI PHILIPPINES CORPORATION

台湾長大顧問有限公司

CHODAI MADAGASCAR S.A.R.L.U

PC RAILWAY INTERNATIONAL CO., LTD.

グリーンアジアエンジニアリング株式会社

GREEN ASIA EQUITY VENTURES PTE.LTD.

(関連会社)

日本インフラストラクチャーマネージメント株式会社

PT.AMCO HYDRO INDONESIA

他10社

・持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社である KISO-JIBAN SINGAPORE PTE LTD 及び KISO-JIBAN (MALAYSIA) SDN.BHD.の決算日は6月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、KISO-JIBAN SINGAPORE PTE LTD 及び KISO-JIBAN (MALAYSIA) SDN.BHD.については6月30日現在で実施した決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、7月1日から連結決算日9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・ 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により算定しております。

□. 棚卸資産

- ・ 未成業務支出金

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

- ・ 原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、一部の連結子会社は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法(ただし、2005年10月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

□. 無形固定資産

- ・ ソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

二. 受注損失引当金

受注業務の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の未引渡業務のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な業務について、損失見込額を計上しております。

ホ. 業務補償損失引当金

完成業務に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成業務に対する将来の見積補償額及び特定の業務における将来の見積補償額を計上しております。

ヘ. 株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、一部の子会社は退職給付信託を設定しております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

イ. コンサルタント事業及びサービスプロバイダ事業

コンサルタント事業及びサービスプロバイダ事業においては橋梁の設計・老朽化対策、道路構造物の維持管理、再生可能エネルギー事業でのコンサルティング、地質・土質調査等を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

ロ. プロダクツ事業

プロダクツ事業においては、主にエコ商品の販売及び型枠のレンタル等を行っております。エコ商品の販売等においては商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、投資効果を発現する期間を見積り、主に10年で均等償却しております。

- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
控除対象外消費税等の会計処理
控除対象外の消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、2025年2月に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」(以下「本プラン」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本プランは、「人・夢・技術グループ社員持株会」(以下「持株会」という。)に加入する全ての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「人・夢・技術グループ社員持株会専用信託」(以下「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、その設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得しております。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度643百万円、384,900株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度653百万円であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、株式会社社長において2019年8月に導入致しました社員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「ESOP信託」という。)を承継しております。

ESOP信託は、当社の株価や業績と当社及び当社のグループ子会社の従業員(以下「従業員」という。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としておりますが、当期より、当社の株価及び業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるため、従業員に給付する株式に一定の譲渡制限を付す制度 (J-ESOP-RS、以下「本制度」という。)へ改定しております。

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等を勘案して計算されるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度131百万円、170,336株であります。

2. 会計方針の変更にに関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更にに関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「業務補償損失引当金」は開示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(受注損失引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金 128百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持業務のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる業務について損失見込額を計上しております。損失見込額は業務収益総額から業務原価総額を差し引いた金額から既に計上された損益の額を控除して算出しております。

② 主要な仮定

損失見込額は、業務原価総額の見積りに大きく依存しており、業務原価総額の算出にあたって用いられる業務に係る作業工数、外注価格等は変動することがあるため、業務の進捗状況、過去の業務実績等を踏まえて、これらを適時・適切に見積もっています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

業務原価総額の算出にあたって用いられる業務に係る作業工数、外注価格等は、不確実性が高く、業務内容の変更や追加業務の発生等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法により計上した売上高 44,868百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務が充足に係る収益認識については、業務原価総額の見積りに大きく依存しており、業務原価総額の算出にあたって用いられる業務に係る作業工数、外注価格等は変動することがあるため、業務の進捗状況、過去の業務実績等を踏まえて、これらを適時・適切に見積もっています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

業務原価総額の算出にあたって用いられる業務に係る作業工数、外注価格等は、不確実性が高く、業務内容の変更や追加業務の発生等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。

受取手形	5百万円
完成業務未収入金	2,826百万円
契約資産	15,508百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,371百万円

(3) 偶発債務

次の関係会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

PT.AMCO HYDRO INDONESIA	80百万円
-------------------------	-------

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失の金額
シンガポール共和国	事業用資産	固定資産（機械設備等）	85百万円
福岡県福岡市	事業用資産	固定資産（ソフトウェア等）	7百万円

当社グループは、原則として継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。なお、連結子会社については、主に会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

これらの資産グループのうち、基礎地盤コンサルタンツ株式会社シンガポール支社の固定資産（機械設備等）及び株式会社エフェクトの固定資産（ソフトウェア等）について、今後の事業計画を見直し、回収可能価額等について慎重に検討した結果、当初想定していた投資額の回収が見込めないと判断したため、その全額につき減損損失を計上しております。

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	9,416,000株	－株	－株	9,416,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	429,177株	394,246株	147,564株	675,859株

(注1) 自己株式の数の増加については、自己株式の取得による増加394,246株であります。

(注2) 自己株式の数の減少については、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分36,900株、「野村信託銀行(株) (人・夢・技術グループ社員持株会専用信託口)」から人・夢・技術グループ社員持株会への当社株式譲渡等による減少6,100株、株式給付信託制度による「(株)日本カストディ銀行 (信託E口)」からの交付による減少104,564株であります。

(注3) 当連結会計年度末の株式数については、「野村信託銀行(株) (人・夢・技術グループ社員持株会専用信託口)」の384,900株及び「(株)日本カストディ銀行 (信託E口)」の170,336株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年12月24日 定時株主総会	普通株式	555百万円	利益剰余金	60円	2024年9月30日	2024年12月25日

(注) 2024年12月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、「(株)日本カストディ銀行 (信託E口)」が保有する当社の株式に対する配当金16百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年12月24日 定時株主総会	普通株式	576百万円	利益剰余金	62円	2025年9月30日	2025年12月25日

(注) 2025年12月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、「野村信託銀行(株) (人・夢・技術グループ社員持株会専用信託口)」が保有する当社の株式に対する配当金23百万円及び「(株)日本カストディ銀行 (信託E口)」が保有する当社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、完成業務未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である業務未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び新規事業に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後16年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権である受取手形、完成業務未収入金及び契約資産について、当社グループの「営業企画担当部門管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に為替変動による影響額を把握しており、必要に応じて為替予約等によるヘッジを行っております。また、投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行取引先企業の財務状況を把握し、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が随時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（注2参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	858	858	—
(2) 長期貸付金 (注3)	156	156	△0
資 産 計	1,015	1,015	△0
(1) 社債	1,000	999	△0
(2) 長期借入金 (注4)	2,452	2,410	△42
(3) リース債務 (注5)	527	524	△2
負 債 計	3,980	3,935	△44

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、完成業務未収入金及び契約資産」、「業務未払金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	799百万円
匿名組合出資金	509百万円

(注3) 1年以内に回収予定の長期貸付金については、長期貸付金に含めております。

(注4) 1年以内に返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注5) 1年以内に返済予定のリース債務については、リース債務に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
上場株式	858	—	—	858
資産計	858	—	—	858

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	156	—	156
資産計	—	156	—	156
社債	—	999	—	999
長期借入金	—	2,410	—	2,410
リース債務	—	524	—	524
負債計	—	3,935	—	3,935

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

		報告セグメント			合計
		コンサルタント事業	サービスプロバイダ 事業	プロダクツ事業	
日本	国土交通省	15,204	－	－	15,204
	その他官公庁	13,683	109	－	13,793
	その他民間	13,763	510	710	14,985
海外		1,653	327	13	1,994
顧客との契約から生じる収益		44,304	948	724	45,977
その他の収益		－	7	－	7
外部顧客への売上高		44,304	956	724	45,984

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

また、履行義務への配分額の算定については、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格をそれぞれの履行義務へ配分しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,538	2,832
契約資産	10,971	15,508
契約負債	2,054	1,809

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に関する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、顧客からの前受金であり、工事の進捗に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

なお、連結貸借対照表上、契約負債は「未成業務受入金」に含めております。

当連結会計年度において認識された収益のうち、当期首時点で契約負債に含まれていた金額は1,655百万円であります。また、当連結会計年度における契約資産残高の重要な変動は、受注金額の増加等に伴う期末時点での仕掛中案件の増加によるものです。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、28,325百万円であります。当該残存履行義務は、概ね2年以内に収益として認識すると見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,387円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	176円75銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月 1 日から
2025年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 配当 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	3,107	4,864	5,758	10,622	100	1,213	1,313
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				－		△555	△555
当 期 純 利 益				－		448	448
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分			△8	△8			－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				－			－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△8	△8	－	△107	△107
当 期 末 残 高	3,107	4,864	5,749	10,614	100	1,106	1,206

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△466	14,576	307	307	14,884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△555		－	△555
当 期 純 利 益		448		－	448
自己株式の取得	△654	△654		－	△654
自己株式の処分	151	143		－	143
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		－	177	177	177
当 期 変 動 額 合 計	△502	△618	177	177	△440
当 期 末 残 高	△969	13,958	484	484	14,443

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ・ 市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
 - ・ ソフトウェア
社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの経営管理手数料並びに子会社及び関連会社からの受取配当金であります。

経営管理手数料については、子会社への指導・助言等を行うことを履行義務として識別し、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外の消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(6) 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、2025年2月に当社グループ社員（以下「社員」という。）に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて社員の株式取得及び保有を促進することにより社員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

なお、詳細につきましては、連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5)追加情報」に記載のとおりです。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、株式会社社長大において2019年8月に導入いたしました社員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「ESOP信託」という。）を承継しております。

ESOP信託は、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的としておりますが、当期より、当社の株価及び業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるため、従業員に給付する株式に一定の譲渡制限を付す制度（J-ESOP-RS）へ改定しております。

なお、詳細につきましては、連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5)追加情報」に記載のとおりです。

2. 会計方針の変更にに関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更にに関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券及び関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
①投資有価証券	1,366
②関係会社株式	10,646

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

市場価格のない株式等については、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

② 主要な仮定

市場価格のない株式等の評価における重要な仮定は、投資先の将来業績及び実質価額です。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

投資先の将来業績及び実質価額が見積り時点と異なった場合、投資有価証券評価損等を計上する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 65百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,100百万円

② 短期金銭債務 198百万円

③ 長期金銭債権 1,668百万円

(3) 偶発債務

次の関係会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

C.N.バリューマネジメント株式会社 17百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益 1,887百万円

(2) 営業費用 686百万円

(3) 営業外収益 23百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	429,177株	394,246株	147,564株	675,859株

(注1) 自己株式の数の増加については、自己株式の取得による増加394,246株であります。

(注2) 自己株式の数の減少については、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分36,900株、「野村信託銀行(株) (人・夢・技術グループ社員持株会専用信託口)」から人・夢・技術グループ社員持株会への当社株式譲渡等による減少6,100株、株式給付信託制度による「(株)日本カストディ銀行 (信託E口)」からの交付による減少104,564株であります。

(注3) 当事業年度末の株式数については、「野村信託銀行(株) (人・夢・技術グループ社員持株会専用信託口)」の384,900株及び「(株)日本カストディ銀行 (信託E口)」の170,336株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	24百万円
関係会社株式評価損	140百万円
投資有価証券評価損	76百万円
繰越欠損金	364百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	635百万円
評価性引当額	△635百万円
繰延税金資産計	－百万円

(繰延税金負債)

有価証券時価評価	△180百万円
繰延税金負債計	△180百万円
繰延税金負債の純額	△180百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社社長大	所有 直接 100.00%	経営指導 資金の貸付 役員の兼任	経営指導料 (注1)	411	営業未収入金	150
				業務受託料 (注2)	62	未収入金	89
				資金の貸付 (注3)	1,982	短期貸付金 長期貸付金	1,726 1,494
				資金の返済	219		
				利息の受取	20		
				業務委託費 (注4)	18	未払金	131
				出向負担金 (注5)	502		
子会社	基礎地盤コン サルタンツ 株式会社	所有 直接 100.00%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注1)	306	営業未収入金	92
				出向負担金 (注5)	78	未払金	18

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料については、経営の管理・指導の対価として業務内容、業績等を勘案して、協議のうえ、契約により決定しております。

(注2) 業務受託料については、委託業務内容を勘案して双方協議のうえ合理的に決定しています。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注4) 業務委託費については、業務内容を勘案して、協議のうえ、契約により決定しております。

(注5) 出向者負担金については、出向者に係る人件費を計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,652円53銭

(2) 1株当たり当期純利益

50円66銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。